

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

①採用の状況（令和8年4月1日現在）

区分	合計	試験	選考	割愛	暫定再任用
一般事務	14人	13人	0人	1人	0人
保育士・幼稚園教諭	0人	0人	0人	0人	0人
保健師	1人	1人	0人	0人	0人
技能労務	0人	0人	0人	0人	0人
合計	15人	14人	0人	1人	0人

②退職等の状況（令和7年度）

区分	合計	定年	勸奨	自己都合	その他
一般事務	22人	1人	2人	12人	7人
保育士・幼稚園教諭	1人	0人	1人	0人	0人
保健師	1人	0人	0人	0人	1人
医師	8人	0人	0人	0人	8人
看護師	41人	0人	0人	0人	41人
医療技術職	17人	0人	0人	0人	17人
技能労務	1人	0人	0人	0人	1人
合計	91人	1人	3人	12人	75人

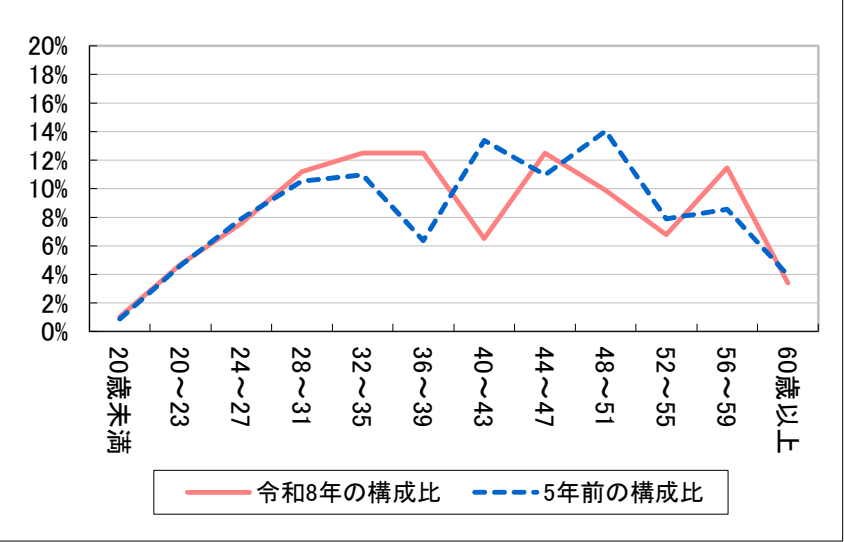
(2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門 / 区分			職員数		対前年 増減数
			令和7年	令和8年	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4人	4人	0人
		総 務	73人	75人	2人
		税 務	21人	22人	1人
		民 生	97人	95人	△ 2人
		衛 生	34人	31人	△ 3人
		農林水産	34人	32人	△ 2人
		商 工	8人	7人	△ 1人
		土 木	29人	27人	△ 2人
	計	300人	293人	△ 7人	
	教育部門		53人	53人	0人
小計		353人	346人	△ 7人	
部門 / 区分			職員数		対前年 増減数
			令和7年	令和8年	
公営企業等 会計部門	病 院		74人	0人	△ 74人
	水 道		6人	6人	0人
	下 水 道		16人	16人	0人
	そ の 他		16人	16人	0人
	小計		112人	38人	△ 74人
合計			465人 [477人]	384人 [397人]	△ 81人 [△ 80人]

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
2 合計欄の[]内は、条例定数の合計です。
3 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業に係るものです。

②年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区分	職員数
20歳未満	4人
20歳～23歳	18人
24歳～27歳	29人
28歳～31歳	43人
32歳～35歳	48人
36歳～39歳	48人
40歳～43歳	25人
44歳～47歳	48人
48歳～51歳	38人
52歳～55歳	26人
56歳～59歳	44人
60歳以上	13人
計	384人

※職員数には特別職を除いた数を計上しています。

2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成及び適材適所な人事異動、公正な給与処遇実現を目的として、人事評価を実施しています。

①昇給への勤務成績の反映状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和8年度		令和8年度	

②勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

3 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算見込み）

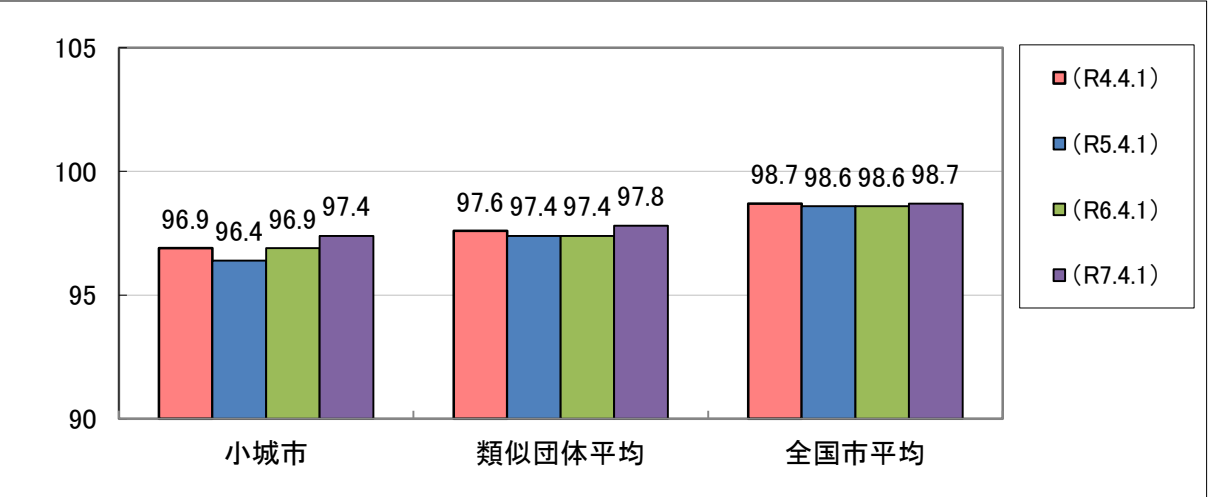
区分	住民基本台帳人口 R8. 1. 1	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和6年度の人件費率
令和7年度	43, 887人	28, 271, 033千円	369, 643千円	3, 861, 036千円	13. 7%	15. 0%

(注) 人件費には、特別職（市長、市議会議員及び区長ほか）に支給される給料、報酬等を含みます。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B／A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7年度	353人	1, 361, 492千円	200, 345千円	526, 979千円	2, 088, 816千円	5, 917千円	6, 072千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。

②ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		40.6歳	328,109円	384,081円	350,971円
(参考) 令和7年	佐賀県	40.9歳	327,436円	386,850円	352,056円
	国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
	類似団体	42.3歳	325,047円	385,324円	355,048円

イ 技能労務職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		53.0歳	316,729円	336,442円	326,283円
(参考) 令和7年	佐賀県	56.6歳	326,321円	354,189円	334,308円
	国	51.3歳	294,567円	—	337,907円
	類似団体	53.3歳	308,699円	337,304円	323,663円

ウ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小城市		49.1歳	367,250円	382,158円
(参考) 令和7年	佐賀県	41.8歳	361,125円	394,899円
	類似団体	41.5歳	322,025円	355,792円

エ 福祉職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		40.1歳	317,248円	342,113円	320,610円
(参考) 令和7年	国	44.2歳	346,980円	—	395,165円
	類似団体	39.5歳	303,704円	339,423円	321,911円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

②職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区分		小城市	国
一般行政職	大学卒	234,400円	232,000円
	高校卒	202,300円	200,300円
技能労務職	高校卒	200,200円	—
福祉職	短大卒	215,200円	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	295,940円	316,010円	357,320円
	高校卒	262,950円	283,650円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
福祉職	短大卒	266,300円	—	—

- (注) 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	・困難な業務を遂行する部長及び事務局長	6人	2.4%
6級	・部長及び事務局長 ・困難な業務を遂行する課長、室長、参事、次長、事務局長及び会計管理者	25人	9.8%
5級	・課長、室長、参事、次長、事務局長及び会計管理者 ・困難な業務を処理する副課長及び副局長	26人	10.2%
4級	・副課長及び副局長 ・困難な業務を処理する係長、主査、書記	51人	20.0%
3級	・係長、主査、書記	69人	27.1%
2級	・主事、書記	36人	14.1%
1級	・主事、書記	42人	16.4%

- (注) 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

区分		小城市	国
1人当たり平均支給額（令和7年度）		1,548千円	—
令和7年度支給割合	期末手当	2.525月分（1.425月分）	同じ
	勤勉手当	2.125月分（1.025月分）	同じ
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		役職加算 5～15%	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（令和8年4月1日現在）

区分		小城市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ	同じ
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
退職時特別昇給		なし		—	
1人当たり平均支給額		8,522千円	19,801千円	—	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、7年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当 制度なし

④特殊勤務手当（令和7年度決算見込み）

支給実績	職員全体に占める手当支給職員の割合	手当の種類（手当数）
847千円	3.4%	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事した税務課職員	市税及び保険税の徴収業務に従事したとき	日額250円
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき	日額300円
社会福祉業務手当	従事したケースワーカー等の職員	ケースワーカー等の職務に従事したとき	月額3,000円
環境衛生業務手当	従事した職員	犬、猫等の死体の処理及び廃棄物の収集、分別、積替えに従事したとき	日額500円
行旅死亡人取扱手当	従事した職員	行旅死亡人の取扱いに従事したとき	日額2,000円

⑤時間外勤務手当

区分	令和7年度決算（見込み）	6年度決算
支給実績	114,080千円	126,198千円
職員1人当たり平均支給年額	309千円	398千円

⑥その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和7年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外 子 11,500円 子以外の扶養親族 6,500円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算	同じ	—	37,265千円	253,502円
住居手当	●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員）	一部異なる	最高支給限度額	21,163千円	261,269円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額150,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）	同じ	—	14,703千円	45,803円
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級職員 69,000円/月 課長級職員 43,000円/月	異なる	支給額	20,943千円	537,000円
管理職員特別勤務手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合 （6時間を超える勤務は5割増） 部長級職員 7,000円 課長級職員 6,000円 ・平日の22時から5時に勤務の場合 部長級職員 3,500円 課長級職員 3,000円	異なる	支給額	442千円	20,068円
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	3,520千円	33,208円
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区分		給料月額等		区分		令和6年度支給割合 （加算措置の状況）
			（参考）類似団体における最高／最低額			
給料	市長	823,000円	989,000円 / 384,500円	期末手当	市長	3.50月分 （15%）
	副市長	659,000円	816,000円 / 594,000円		副市長	
報酬	議長	460,000円	580,000円 / 332,000円		議長	3.50月分 （15%）
	副議長	401,000円	510,000円 / 295,000円		副議長	
	議員	374,000円	480,000円 / 270,000円		議員	

区分		算定方式	支給割合	1期の手当額	支給時期
退職手当	市長	給料月額×在職年数×支給割合	500/100	16,460千円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×支給割合	294/100	7,750千円	任期毎

（注） 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 「（参考）類似団体における最高／最低額」は、参考値として令和6年のものを記載しています。

(6) 公営企業職員等の状況（水道事業）

① 職員給与費の状況（令和7年度決算見込み）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
令和7年度	298,260千円	△ 11,404千円	46,831千円	15.7%	18.0%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B／A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7年度	6人	26,501千円	9,818千円	7,998千円	44,317千円	7,386千円	6,316千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	48.1歳	392,433円	629,076円
類似団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分		小城市	小城市（一般行政職）	類似団体平均
1人当たり平均支給額（令和7年度）		1,878千円	1,548千円	1,593千円
令和7年度支給割合	期末手当	2.525月分（1.425月分）	同じ	—
	勤勉手当	2.125月分（1.025月分）	同じ	—
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		役職加算 5～10%	役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

区分		小城市		小城市（一般行政職）		類似団体平均
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ	同じ	—
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分			
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分			
	最高限度額	47.709月分	47.709月分			
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20％加算）		同じ		—
退職時特別昇給		なし		同じ		—
1人当たり平均支給額		—		8,522千円	19,801千円	7,848千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。
※ただし、個人情報保護の観点から一部省略しています。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 制度なし

オ 時間外勤務手当

区分	令和7年度決算（見込み）	令和6年度決算
支給実績	3,307千円	2,428千円
職員1人当たり平均支給年額	661千円	486千円

カ その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	令和7年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外 子 11,500円 子以外の扶養親族 6,500円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算	同じ	—	1,350千円	270,000円
住居手当	●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員）	同じ	—	384千円	192,000円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額150,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）	同じ	—	412千円	137,200円
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 43,000円/月	同じ	—	516千円	43,000円
管理職員特別勤務手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合（6時間を超える勤務は5割増） 課長級職員 6,000円 ・平日の22時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円	同じ	—	（略）	（略）
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	—	—
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	35千円	8,775円
宿日直手当	●宿日直勤務を行った職員に支給 浄水場の管理・保全等 5,400円又は6,400円	異なる	支給額	28千円	4,700円

（注） 個人情報保護の観点から一部省略しています。

(7) 公営企業職員等の状況（下水道事業）

① 職員給与費の状況（令和6年度決算見込み）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和6年度の総費用に占める職員給与費比率
令和7年度	1,535,913千円	351,810千円	51,680千円	3.4%	3.4%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B／A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7年度	14人	54,267千円	15,420千円	15,890千円	85,577千円	6,112千円	6,187千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和8年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	40.3歳	330,363円	456,760円
類似団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分		小城市	小城市（一般行政職）	類似団体平均
1人当たり平均支給額（令和7年度）		1,438千円	1,548千円	1,562千円
令和7年度支給割合	期末手当	2.525月分（1.425月分）	同じ	—
	勤勉手当	2.125月分（1.025月分）	同じ	—
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		役職加算 5～10%	役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

区分		小城市		小城市（一般行政職）		類似団体平均
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ	同じ	—
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分			
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分			
	最高限度額	47.709月分	47.709月分			
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20％加算）		同じ		—
退職時特別昇給		なし		同じ		—
1人当たり平均支給額		—		8,522千円	19,801千円	6,120千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。
※ただし、個人情報保護の観点から一部省略しています。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 制度なし

オ 時間外勤務手当

区分	令和7年度決算（見込み）	令和6年度決算
支給実績	3,194千円	5,461千円
職員1人当たり平均支給年額	213千円	341千円

カ その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	令和7年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 配偶者以外 子 11,500円 子以外の扶養親族 6,500円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算	同じ	—	2,530千円	252,990円
住居手当	●借家・借間に住居する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員）	同じ	—	1,112千円	278,080円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額150,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）	同じ	—	696千円	53,538円
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 43,000円/月	同じ	—	516千円	516,000円
管理職員特別勤務手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合（6時間を超える勤務は5割増） 課長級職員 6,000円 ・平日の22時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	—	—
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	25千円	6,168円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要（令和8年4月1日現在）

1 週間の正規の勤務時間	1 日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	日曜日及び土曜日

（注） 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

(2) その他の勤務条件の状況

①休暇の概要（令和8年4月1日現在）

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定によって与えられる休暇 最高 20日/年 付与（繰越有り 最高 40日/年）	有給
病気休暇	医師の証明等に基づいて、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 私傷病の場合 90日以内 結核性疾患の場合 1年6月以内 高血圧症ほか慢性疾患の場合 180日以内	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇	有給
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごと 必要と認められる期間（6月以内）	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇 20日/年 以内	無給

②一般職員の年次有給休暇の取得状況（暦年：令和7年1月1日～令和7年12月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B／C	消化率 B／A
7,522日	2,589日	202人	12.8日/人	34.4%

（注） 全対象職員数とは、令和7年1月1日から令和7年12月31日の全期間を在籍した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

③育児休業等の利用状況（令和7年度）

区分	育児休業取得者数		部分休業取得者数		新たに取得可能となった対象職員数	新規取得者の平均承認期間	
		うち新規		うち新規		育児休業	部分休業
男性職員	9人	9人	0人	0人	8人	4か月	—
女性職員	21人	10人	15人	4人	10人	1年3か月	1年
計	30人	19人	15人	4人	18人	10か月	1年

（注） 育児（部分）休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続いている職員数を含みます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和7年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	6人		6人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例で定める事由による場合			0人	0人	0人
合計	0人	0人	6人	0人	6人

(2) 懲戒処分の状況（令和7年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	1人	0人	0人	1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	1人	0人	0人	1人

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等への従事等の制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

（条例に定める事由）

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・任命権者が定める場合

(3) 営利企業等従事許可の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

7 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現役職員への働きかけを禁止するなどの規制が開始されました。（地方公務員法第38条の2）
これに伴い、「小城市職員の退職管理に関する規則」を制定し、適正な退職管理に取り組んでいます。

(1) 現役職員への働きかけの禁止

本市の職員であった者で、本市を離職した後に営利企業等に再就職した場合、離職前5年間又は一定の職（課長職以上）に就いていた間の職務に関するものに関し、現役職員への働きかけ（契約事務や処分の依頼・要求等）を行うことが離職後2年間禁止されます。（在職中に自らが決定した契約等の事務については、期限の定めなく禁止されます。）
元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金の対象となります。

(2) 令和7年度に退職した職員（課長級以上）の再就職の状況

令和7年度退職者数 （課長級以上）	うち再就職者数		
	再任用職員	会計年度任用職員	営利企業等
1人	0人	0人	0人

8 職員の研修の状況

(1) 人材育成の概要

小城市では、市職員の育成に関する基本的な方針を示した人材育成基本方針を定め、次に掲げる基本理念のもと、全庁的に人材育成に取り組むこととしています。

（人材育成の基本理念）

小城市の人材育成にあたっては、市職員が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、「小城市の新しいまちづくりへの意欲と能力を持ち、市民から信頼される職員」になることを目標に取り組みます。

このことは、職員一人ひとりが組織の「人材」としてチカラを発揮するとともに、市民にとっての「人財」と認められる職員に進化することを目指すものです。

(2) 研修の状況（令和7年度）

区分		主な研修	受講者数	備考
職場研修		人権・同和問題職員研修会	1,204人	会計年度任用職員を含む。
		DV被害者支援職員研修	50人	
		地方債研修	22人	
		地方交付税制度研修	30人	
		メンタルヘルス研修	154人	
共同研修	階層別研修	新規採用職員研修	11人	佐賀県市町村振興協会
		市町職員第1部～第4部研修、新任係長研修、新任副課長研修、監督者研修、新任課長研修、再任用職員研修	33人	
	職能別研修	危機管理研修、政策法務研修、財務事務研修、公会計研修（基礎・応用）、行政法研修等	12人	
	能力開発研修	文書力向上研修、組織接遇力向上研修、議会対応研修、政策立案研修、ハラスメント防止研修等	104人	
	専門課題研修	税務初任者研修、防災実務研修、入札契約事務制度研修、介護保険研修、CAD研修等、現地調査型研修、戦略セミナー	10人	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の概要

①健康診断の実施状況

疾病の早期発見と健康の保持増進のため、職員の健康診断を年1回定期的に実施しています。

区分	対象者数	受診者数	受診率
令和7年度	395人	395人	100.0%

(注) 対象者数には、職員のほか市長、副市長及び教育長を含みます。
受診者数には、人間ドック受診者も含みます。

②メンタルヘルスへの対応（概要）

職員の不安や悩みを解消し、健康な体及び精神の保持を図り、職員が職務に専念できるよう実施しています。「なんでもカウンセリング」と称し、臨床心理士が個別に相談に応じています。対象者は、概ね1月以上の長期休職者に係る職場復帰カウンセリング、希望者、指名による者及び年齢階層該当者です。臨床心理士によるカウンセリング、ストレスチェック、長時間勤務者への疲労蓄積度チェック等を実施し、メンタル不調者の早期発見、早期対応に取り組んでいます。

③ハラスメントへの対応（概要）

職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を制定し、ハラスメント相談員及びハラスメント対策委員会を設置しています。
また、ハラスメント相談員、管理職及び全職員を対象に研修会を実施しています。

(2) 厚生福利制度の概要

①共済制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条の規定により制定された地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

本市は佐賀県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、及び災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職後の生活を保障する退職共済年金、遺族共済年金など主として老後を助ける給付を行う「長期給付事業」、職員とその家族の病気予防などの保健事業、貯金の積立て、住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

②その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利増進を図るため職員互助会を設置しています。
互助会は、職員による互助組織であり、職員の掛金により運営され、職員の冠婚葬祭などに際しての給付事業をはじめ、職員親睦に資する事業や体育活動への助成などの福利事業等を行っています。

(3) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条の規定により制定された地方公務員災害補償法によって具体的に定められています。

本市は、地方公務員災害補償基金佐賀県支部に加入しています。
公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。
令和7年度に公務災害と認定された件数は3件です。

(4) 職員の利益の保護の状況

職員は、地方公務員法第46条の定めるところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市が公平委員会の事務を委託している佐賀県人事委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。同様に、職員は懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、審査請求をすることができます。
令和6年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査請求、ともに該当はありません。